

## 群馬県営住宅への外国人の入居資格に関する変更について

●令和4年2月1日から、県営住宅に入居できる外国籍の方は以下のとおりとなります。

・変更前 永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等及び定住者の在留資格を有する方



・変更後 特別永住者（※1）及び中長期在留者（※2）の方

※1 日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成3年法律第71号）に定める特別永住者をいう。「特別永住者証明書」が交付されている方。

※2 出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）第19条の3第1項に規定する中長期在留者をいう。「在留カード」が交付されている方。

「特別永住者証明書」及び「在留カード」見本（法務省ホームページから）

(カード表面)



(カード表面)



群馬県住宅供給公社